

第19回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成26年8月1日（金）15:30～17:30

■場所 釧路市交流プラザさいわい 208号室

1 開会

2 議事

（1）用語の定義について

（2）条例素案のたたき台の検討

3 その他

4 閉会

【配付資料】

資料 1 「前文」について

感想記入シート

【第 13 回検討委員会資料】

資料 3-1（仮称）釧路市自治基本条例（素案のたたき台）

資料 3-2（仮称）釧路市自治基本条例（素案のたたき台）検討用資料

資料 3-3（仮称）釧路市自治基本条例（素案のたたき台）掲載条項一覧

【第 15 回検討委員会資料】

参考資料 1 自治基本条例 条文比較

【第 18 回検討委員会資料】

資料 1 「市民」の定義に関する議論の整理（第 17 回検討委員会）

資料 2 「市民」の定義に関する用語の整理（たたき台）

「前文」について

1. 「前文」の意義

前文は、条例制定の由来や背景、自治（まちづくり）の方向性や基本原理、制定者の決意などを述べたものである。

（中略）前文が置かれるのは、条例制定の由来・目的を明らかにして、条例が目指している理想をわかりやすく宣言できること、自由な表現ができる点が、市民が決意表明をする場所としてふさわしいことなどが理由である。

（出典：『自治基本条例のつくり方』松下啓一 著）

2. 「前文」の基本パターン

- ① まちの歴史、文化、環境や自治の仕組み
- ② それを発展させた新たな自治のかたちやまちのあるべき姿
- ③ その実現には市民の主体性や参加とともに自治の関係者の協働が重要であること
- ④ 自治基本条例を制定する意義や決意

（出典：同上）

（例）帯広市まちづくり基本条例 前文

- ① 帯広市は、先住民族であるアイヌの人たちが自然と共生して暮らす大地に、高い志をもった民間の開拓団・晩成社をはじめ、さまざまな地域から入植した人々が、苦難を乗り越え、北海道東部の平原に築いた都市です。農業を基幹産業とする十勝平野の中央部にあって、産業・経済、教育・文化、行政、交通などが集積する中核都市として発展してきました。
- ② 私たちは、風土によって培われてきた、おおらかな気風や進取の精神、歴史や文化に誇りをもち、先人から受け継いだ澄みきった青空、豊かな緑、きれいな水を守り、地域のかげがえのない財産として、未来に引き継いでいかなければなりません。
今日、経済の発展、地方分権の進展などにより、地域社会は大きく変化しています。これからの社会においては、誰もが住みよい、活力にあふれ、個性と魅力のある、安全安心で快適なまちづくりをめざし、地域の意思と責任に基づく、主体的なまちづくりをすすめていかなければなりません。
- ③④ そのため、互いに支えあう心と呼び起こし、夢と希望を持ち、市民と市が力を合わせて協働のまちづくりをすすめ、豊かな地域社会の実現をめざすため、この条例を制定します。

3. キーワードの例

① まちの歴史、文化、環境や自治の仕組み

「農業を基幹産業とする十勝平野の中央部」（帯広市）
「北方圏の拠点都市」「気高い市民憲章」（札幌市）
「豊かな流れの石狩川」「屯田兵らによって開拓され」（江別市）

② それを発展させた新たな自治のかたちやまちのあるべき姿

「おおらかな気風」「地域の意思と責任に基づく、主体的なまちづくり」（帯広市）
「一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち」（札幌市）
「教養のある文化のまち」「人中心のまちづくり」（江別市）

③ その実現には市民の主体性や参加とともに自治の関係者の協働が重要であること

「互いに支えあう心」「市民と市が力を合わせて協働」（帯広市）
「自らの権利と責務を重く受け止め」「自ら選択し行動」（札幌市）

④ 自治基本条例を制定する意義や決意

「豊かな地域社会の実現」（帯広市）
「私たちのまちを私たちみんなの手で築いていく」（札幌市）
「市民自治の意識の高揚を図り」「個性あふれるまち」（江別市）

FAX送信先：0154-22-4473

（釧路市総合政策部都市経営課宛）

感想記入シート

第19回検討委員会（平成26年8月1日開催）	
※委員会の感想、 委員長への質問、 事務局への要望 等、自由に記入し てください。	

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp